



近畿税理士会  
会長 浅田恒博殿

平成29年11月17日

近畿青年税理士  
代表幹事 森岡



〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-600号  
大阪駅前第1ビル6階1-102号

## 税制改正に関する意見書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「平成31年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めています。

そこで当連盟は貴会の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた税制改正に関する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、内容につきましては、以前取り上げられた項目につきましても、当連盟の要望として再度掲載しているものがあることをあらかじめお断りしておきます。

敬 具

# 税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟  
代表幹事 森岡 崇

## はじめに

税理士は税理士法第1条の理念に基づき、申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法第49条の11において、税理士会は、租税等について権限のある官公署に建議できる権利が与えられている。これは税の専門家集団である税理士会には、税に関する法案の立案過程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。

我々近畿青年税理士連盟は申告納税制度の理念やその意義を広く国民に理解してもらうためには、納税者権利憲章の制定が必要であると考えます。また消費税率の引き上げを平成30年に控え、我々は引き続き消費税の複数税率、インボイス方式導入に反対の意を示すとともに、その他税制における問題点や課題について強く主張する必要があります。

そこで、我々近畿青年税理士連盟は、納税者の権利擁護、税制の公平性、中立性を念頭に置き更なる安定的な財源確保に資するため、従来からの主張と新規要望項目8項目を加えた39項目に集約し、ここに意見表明する。

## 目次

<b>I 重点要望項目</b> .....	<b>5</b>
1. 納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである .....	5
<b>II 所得税に関する事項</b> .....	<b>8</b>
1. (新) 基礎控除額を引き上げ、給与所得控除額及び公的年金等控除額を縮減すべきである。さらに所得控除を廃止し、全ての所得控除を税額控除とすべきである .....	8
2. (新) 配偶者控除・配偶者特別控除について居住者本人の合計所得金額にかかわらず一律の控除額とすべきである .....	9
3. 年末調整を廃止すべきである .....	9
4. 金融所得に対する分離課税を廃止し、総合課税により課税すべきである .....	9
5. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである .....	10
6. 不動産所得に係る損益通算の特例を廃止すべきである .....	10
7. 純損失の繰越控除の適用期間を5年間に延長すべきである .....	11
8. 復興特別所得税を廃止すべきである .....	11
9. 準確定申告書の提出期限を延長すべきである .....	11
10. (新) 住宅借入金等特別控除について配偶者等の同居親族が住宅ローンを返済することとなった場合についても一定の要件のもと、その同居親族においてその適用を認めるべきである .....	11
11. 確定申告書・源泉徴収票に税率表を記載すべきである .....	12
<b>III 法人税に関する事項</b> .....	<b>12</b>
1. (新) 租税特別措置法は、その内容をその適用状況に応じて、毎年公平に再検討した上で、継続、廃止、見直しを判断し、その検討経過および結果を速やかに公表するべきである .....	12
2. 役員給与の「原則損金不算入制度」を改めるべきである .....	13
3. 中小法人等以外の法人についても貸倒引当金の繰入額について損金算入を認め、かつ、個別貸倒引当金については繰入限度額を増額するべきである .....	13
4. 同族会社の留保金課税制度を廃止すべきである .....	14
5. 受取配当等については全額益金不算入とすべきである。 .....	14
6. 公益法人等に対する課税を見直すべきである .....	15
7. 身体障害者等を雇用する場合の非課税について取扱いを明白にすべきである .....	16
8. 欠損金の繰戻しによる還付期限を延長すべきである .....	16
9. 交際費課税制度を廃止すべきである .....	16
10. (新) 地方法人税を廃止すべきである .....	17

<b>IV 消費税に関する事項</b> .....	<b>17</b>
1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入すべきでない .....	17
2. 複数税率を導入すべきでない .....	18
3. 「請求書等の保存」を仕入税額控除の要件とすべきである .....	19
4. 「事業者免税点制度」を見直すべきである .....	19
5. 簡易課税制度を見直すべきである .....	20
6. 「電気通信利用役務の提供」を受けた場合の仕入税額控除を認めるべきである .....	20
7. 消費税においても法人税の規定による申告期限の延長を認めるべきである.....	21
<b>V 相続税・贈与税に関する事項</b> .....	<b>21</b>
1. (新) 相続税の課税方式を、現行の法定相続分方式から遺産取得税方式に変更すべきである .....	21
2. (新) 居住用家屋についても評価額減額の特例制度を設けるべきである .....	21
<b>VI その他事項</b> .....	<b>22</b>
1. 国に対する住民監査請求及び住民訴訟の制度を創設すべきである .....	22
2. 財産債務調書を廃止すべきである .....	22
3. 償却資産税を廃止すべきである .....	23
4. 不動産取得税を廃止すべきである .....	23
5. 印紙税を廃止すべきである.....	23
6. 電話加入権の必要経費（損金）算入および評価損計上を認めるべきである.....	24
7. 所得税の青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである .....	24
8. (新) ふるさと納税ワンストップ特例制度を廃止すべきである .....	25

## I 重点要望項目

### 1. 納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである

我が国が加盟する OECD 加盟国 35 カ国のうち、28 カ国において納税者権利憲章が定められている。G7 加盟国に限ると、納税者権利憲章等をもって納税者の権利保護を明確に定めていない国は日本のみである。日本国憲法第 30 条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とだけ規定されており、納税者としての権利を明確に示すものが、わが国には存在しないが、国民は法律の定めによらなければ納税の義務を負わないという権利を明らかに有しており、また民主主義国家において国民は主権者としての権利を有している。

我が国は国税において申告納税制度が採用されており、この申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税を行うものであり、納税者性善説に立った極めて民主的な制度である。申告納税制度の下にあっては、納税者の申告により第 1 次的に納税義務が確定し、納税者の申告がない場合又はその申告が正しくない場合には、税務署長がこれを是正して更正または決定により第 2 次的に納税義務が確定する。つまり申告納税制度は納税者の正しい税法の理解を前提としている制度であり、この制度において主権者である国民納税者は最も尊重されなければならない。

しかし我が国の税に関する法律は基本的には徴収を行う側の立場が尊重されており、納税者の義務を中心に規定され、主権者である納税者の権利を保護するための規定に乏しく納税者の権利と義務がアンバランスな状態となっており、納税者権利憲章等を採用している多くの国において「税務行政においては、納税者サービスの徹底が基本である」と、あくまで納税者が主役とされている状況とは対照的である。

我が国における納税者権利憲章の制定は平成 23 年度税制改正において見送られ、納税者の権利に関する課題は平成 23 年度税制改正法附則第 106 条に、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け引き続き検討を行うものとする。」と規定されたのち、平成 24 年税制改正大綱・納税環境整備において「税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するためには、適正課税の観点を踏まえつつ、納税者の立場に立って、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要です。平成 23 年度税制改正においては、こうした観点から、税務調査手続きの明確化、更正の請求期間の延長、理由附記の実地等、国税通則法及び地方税法について的大幅な見直しを実地したところですが、納税者権利憲章の策定等については見送りにされたところです。・・・」とあり現状では納税者の権利に関する前向きな議論はされていない。

税理士会においても平成 23 年度税制改正における改正により納税者の権利が充足されたというような意見は存在するようであるが、このような意見は申告納税制度の理念を考

えれば当然に誤りであり、今後の申告納税制度の発展を考えれば納税者の権利の明確化として納税者権利憲章の重要性は言うまでもなく、早急に制定されるべきものである。

また、納税者権利憲章は、納税者の権利をただ単に明確にするものではなく、税務行政庁と納税者の信頼関係を築くために必要な約束事としての役目を担うため、税務行政庁が納税者を主権者として尊重し、そして納税者の権利利益を分かり易く示す内容になっていなければならない。

なお、納税者権利憲章には次のことを記載することを要望する。

#### 【納税者権利憲章の制定に関する事項】

1. 納税者は公正で公平、かつ丁重で配慮のある対応を受ける権利を有すること
2. 任意調査において税理士の立会いを求める権利を有すること
3. 事前通知の有無を問わず、任意調査において、日程変更を申し入れる権利を有すること
4. 処分に対して異議あるときは不服申し立てができる権利を有すること
5. 納税者は自己を対象とする調査情報について知る権利を有すること
6. 税務行政庁は納税者の秘密を保持する義務があること

この納税者権利憲章の制定に合わせて、次の国税通則法の更なる改正を要望する。

#### 【国税通則法に関する事項】

1. 国税通則法第1条に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」の文言を加え、納税者の権利利益の保護を法律において明記すべきである

現在の国税通則法の目的規定（第1条）は、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」として、租税債務確定を優先したものとなっている。これには、納税者の権利利益を保護する視点が欠けている。

行政手続法では、平成26年6月に国民の権利利益の保護の更なる充実を図る観点を加える改正が行われた。国税通則法においても同様に納税者の権利利益の保護をすべきである。

2. 提示・提出・留置きを求めることができることとする規定を削除すること

税務職員による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じなかった場合に罰則を科すとされていることは、納税者の同意と協力が前提である任意調査の領域を超えた課税庁の権限強化である。この規定は平成25年1月より適用されているが、調査を受忍する納税者の精神的負担を従前以上に増すものであり、また、これまでの税務調査における慣行を法定化するという法改正の趣旨を逸脱したものである。さらに、提出された物件を留置く規定は、納税者の同意や協力を得ないと行えないものであることが法定

化されておらず、運営上は「承諾なく強制的に留め置くことはありません。」（税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け））としているもののその法的根拠は薄い。

従って、物件の提示・提出を求めることができるとする規定および物件の留置きができるとする規定については削除すべきである。

### 3. 反面調査の事前通知を明文化すべきである

反面調査については、事前通知に関する法令上の規定がなく、税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）において「運用上、原則として、あらかじめその対象者の方へ連絡を行うこととしています。」とされているだけである。取引先や銀行など第三者に対して行われる反面調査は、納税者にとって取引先等に迷惑をかけることになり、信用を損なう可能性もある。反面調査は本調査の対象となる納税者への任意調査があつてこそ行われるべきであり、その任意調査なくして反面調査は行われるべきではない。反面調査を行う必要がある場合には、納税者の権利利益を保護する観点から、本調査の対象となる納税者及び反面調査を受ける側への事前通知による説明を行うことを、明確に規定すべきである。

### 4. 国税不服審判所の独立性を確保する為に完全なる第三者機関とすべきである

国税不服審判所は国税庁の組織であり、所長は国税庁長官が任命する。その任命に際しては財務大臣の承認を要することで第三者性に配慮しているようである。しかし、税務行政庁からの出向があることや、国税不服審判所長が法令の解釈と異なる解釈により裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないなど、第三者機関であるとは言い難い。納税者の権利利益を保護し、納税者からの信頼を得る為には、国税不服審判所を国税庁から内閣府に移管し、完全なる第三者機関とすべきである。

## II 所得税に関する事項

1. (新) 基礎控除額を引き上げ、給与所得控除額及び公的年金等控除額を縮減すべきである。さらに所得控除を廃止し、全ての所得控除を税額控除とすべきである

基礎控除は憲法第 25 条で保障している生存権を税法上表現したものであり、同条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を脅かすような課税はされないことを国民に保障するものである。よって、基礎控除の趣旨は所得のうち最低限度の生活を維持するために必要な部分は課税対象としないというものである。

しかし現在の基礎控除額である 38 万円が上記の趣旨を満たしているとは到底思われず、同じく憲法第 25 条の要請による生活保護法における生活保護制度の支給水準からしても合理的な額であるとはいえない。

したがって、基礎控除額については最低でも以下の試算のとおり 96 万円まで引き上げるべきである。

(参考) 生活保護制度の生活扶助費を基に試算

- ① 生活扶助費 一ヶ月あたり約 80,000 円 (1 級地-1 の場合)
- ② ①×12 ヶ月=960,000 円

また、給与所得控除については給与所得者の概算経費控除としての性格を有しているとされているが、従前より実額経費の額との乖離が問題点として指摘されている。

公的年金等控除についても保険料支払い時には社会保険料控除の適用を受け、年金給付時には公的年金等控除の適用を受けることとなり、過度の優遇措置となっている。

そして、最近では給与収入を得ながら公的年金等を受給している者が増えているため、給与所得控除と公的年金等控除のそれぞれが適用されており、所得区分間の二重控除が問題となっている。

しかし、上記の 3 つの問題点については、給与所得控除額あるいは公的年金等控除額のそれぞれを単独で縮減すれば解決できるものではなく、最低限の生活保障を趣旨とする基礎控除額の引き上げも併せたうえで対処するべきであると考えられる。

したがって、基礎控除額を引き上げたうえで給与所得控除額及び公的年金等控除額を縮減すべきである。

さらに、従来の所得控除は所得の多寡により税負担の軽減効果が変動するため、課税の公平性に重きをおいて考えれば、基礎的人的控除の趣旨にそぐわない計算方法であると考えられる。

したがって、所得控除を廃止し、全ての控除を税額控除に統一すべきである。



## 2. (新) 配偶者控除・配偶者特別控除について居住者本人の合計所得金額にかかわらず一律の控除額とすべきである

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除についてこれらの適用を受ける居住者本人の合計所得金額によって段階的に配偶者控除額・配偶者特別控除額が減額されることとされた。さらに、配偶者控除についても配偶者特別控除と同様、居住者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超えると適用できないこととされた。

しかし、これらの控除の趣旨は最低生活費部分には課税してはならないとする憲法第 25 条の生存権の保障の要請によるものであり、これらの控除額と居住者本人の合計所得金額の多寡とは無関係である。

したがって、配偶者控除・配偶者特別控除について居住者本人の合計所得金額にかかわらず一律の控除額とし、その控除は税額控除によるべきである。

## 3. 年末調整を廃止すべきである

我が国の所得税法は、申告納税制度を採用している。しかし源泉徴収制度を取り入れ、給与所得については年末調整を導入することで、納税者の大多数を占める給与所得者が確定申告をすることなく所得税の納税を完結させている。

源泉徴収制度は昭和 15 年戦時増税の手段として始まり、年末調整は戦後間もない昭和 22 年に開始されている。両制度は非常事態における徴収を確保する為の方法であり、年末調整については昭和 24 年のシャープ税制勧告で廃止する方向での提案がなされているものである。

年末調整の問題点として、従業員のマイナンバー等のプライバシーの侵害、企業の事務負担の増加などが挙げられるが、最も重要な問題点は納税者意識が著しく低下することである。年末調整により納税者本人が所得税法に従い自らが納付すべき税額を計算する機会を失っており、各種控除の意義や自らの納税額を意識できない状況に置かれている。納税者意識の低下は民主的申告制度の根幹にかかわる問題であり、申告納税制度を歪める要因となる。

したがって、年末調整は廃止すべきである。

また、年末調整廃止による負担は納税者、税理士、税務職員ともに非常に大きなものであると予想されるが、これらの負担を企業が一手に担っている現状を忘れてはならない。

## 4. 金融所得に対する分離課税を廃止し、総合課税により課税すべきである

平成 27 年分の統計資料によると申告納税者の所得税負担率は合計所得金額 1 億円あたりを境として減少している。その要因は合計所得金額が 1 億円を超える高額所得者ほど株式

譲渡等による所得の占める割合が多く、金融所得に対する分離課税による恩恵を享受しているためであると考えられる。

つまり、現行の税制では高額所得者ほど金融所得の占める割合が高いため、総合課税については最高税率を引き上げたにもかかわらず、金融所得を分離課税とすることで低税率が適用され、所得税負担率が下がる結果となっている。政策目的である「貯蓄から投資へ」の税制は恒久的な税制でなく、時限立法とするべきであり、個人所得課税の理念は「担税力に応じた超過累進課税」が基本である。

したがって、金融所得については、総合課税により課税すべきである。

## 5. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである

社会保険診療報酬の特例は、昭和 29 年に社会保険診療の適正化が実現するための暫定措置として議員立法により創設された。当時は「社会保険医に対する所得基準の維持」「所得計算の簡素化」「国民皆保険の定着」等を目的としていた。

その後、数度の改正を経て、現行の特例は「小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすること」を目的に「小規模事業者の税務に係る事務負担を軽減する」ために必要だと言われている。

しかし、この特例で定められている概算経費率と実額経費との間に多額の差額が生じていることや、特例適用者のほとんどが特例と実額との有利判定を行っている実情を考えると、制度趣旨に沿っていないと言わざるを得ない。また、これらの問題点については平成 23 年に会計検査院から指摘されたことがあるにもかかわらず未だに対応がなされていない。したがって、この特例措置を早急に廃止すべきである。

## 6. 不動産所得に係る損益通算の特例を廃止すべきである

不動産所得が赤字になった場合、その赤字の金額のうち土地に係るローン利息部分の金額については損益通算をすることが出来ない。

この制度はバブル経済時において、金融機関等から借入をしてまで過度な不動産投資を行い、支払利息を計上することによって損失を出して損益通算の適用を受け、恣意的に税額を減少させることを防ぐために制定された。

しかし、現在はわざわざ損失を出すために不動産投資を行うケースはほとんどなく、低金利でもあるため所得計算への影響は少なくなっている。また、平成 10 年度税制改正により法人税においては新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が廃止されている。したがって、この制度は廃止すべきである。

## 7. 純損失の繰越控除の適用期間を5年間に延長すべきである

所得税における純損失の繰越控除の適用期間は現行3年である。しかし、平成23年度税制改正により所得税の更正・決定期間は5年となった。したがって、純損失の繰越控除の適用期間についても更正・決定期間との整合性を図るという観点から5年に延長すべきである。

## 8. 復興特別所得税を廃止すべきである

復興特別所得税は平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年もの長期に渡り課税されるが、その対象期間に根拠性が乏しく世代間における公平性に反している。

さらに復興特別法人税については平成26年度税制改正により当初よりも1年前倒しの上で廃止されており、法人個人間における公平性にも反している。

また源泉徴収が前提となる給与や報酬、利子等に係る所得税についても課税される上に税率が2.1%と計算が非常に煩雑であり、源泉徴収義務者の事務負担も大きい。

したがって、復興特別所得税は廃止すべきである。

## 9. 準確定申告書の提出期限を延長すべきである

所得税の準確定申告書の提出期限は、昭和22年以来改正されておらず、「相続の開始を知った日の翌日から4月を経過した日の前日まで」とされている。

しかし被相続人の所得に関しては、たとえ親族である相続人といえどもそれを正確に把握することは容易ではなく、それなりの期間が必要である。

相続税申告書の提出期限については、昭和22年当初は4月であったものが6月、平成4年改正で10月と延長されている経緯を踏まえ、準確定申告書の提出期限についても相続税の申告期限と同程度まで延長し、相続人の事務的・心理的負担の減少を図るべきである。

したがって、納税者の予測可能性の観点からも、相続税における財産・債務が確定すべき期限として、相続税の申告期限の2月前の「相続の開始を知った日の翌日から8月を経過した日の前日まで」とすべきである。

## 10. (新) 住宅借入金等特別控除について配偶者等の同居親族が住宅ローンを返済することとなった場合についても一定の要件のもと、その同居親族においてその適用を認めるべきである

現行法において、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるのは債務者本人だけである。

住宅ローンは長期にわたり支払いが行われるものであるが、様々な状況が取り巻く現代社会において、例えば、住宅ローンの債務者である夫が疾病等のやむを得ない事情により収入を得ることができなくなったため、代わりに同居の妻が得た収入により住宅ローンの返済をしたとしても妻が住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。

このように、やむを得ない事情により債務者の代わりに返済をした配偶者等の同居親族が住宅借入金等特別控除の適用を受けることができない現行法には問題があり、救済すべき余地がある。

したがって、債務者の疾病等のやむを得ない事情により配偶者等の同居親族がその債務者の住宅ローンを代わりに返済することとなった場合についても、医師の診断書等そのやむを得ない事情を証明する書類を添付するなど一定の要件のもと、その同居親族において住宅借入金等特別控除の適用を認めるべきである。

#### 1 1. 確定申告書・源泉徴収票に税率表を記載すべきである

所得税は超過累進税率によりその税額が計算されるため、納税者本人はどの税率で計算されているのかが解りづらく、書類を見ただけでは自らの税率を知ることが不可能である。そのため、税率表を書類に記載する事により税額計算への理解が深まり、自らの納める税額・税率を知ることが、納税者の税への関心を高めることとなる。したがって、源泉徴収票・確定申告書に税率表を記載すべきである。

### Ⅲ 法人税に関する事項

1. (新) 租税特別措置法は、その内容をその適用状況に応じて、毎年公平に再検討した上で、継続、廃止、見直しを判断し、その検討経過および結果を速やかに公表するべきである

租税特別措置の中には特定の政策実現という目的のため、税収を減らす措置が存在する。そのため政策目的について国民の合意があるか、政策手段として税制を用いることが適当であるか、について常に十分な検討が行われる必要がある。特に特定の産業が集中的に支援を受ける優遇措置は、可能な限り廃止・縮減し、既存産業への政策支援の偏りを是正することで、新産業が興りやすい環境を整備していく必要がある。

租税特別措置の中でも適用額が大きなものとして「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」がある。平成 29 年 2 月国会提出の財務省報告書によると、平成 27 年度における適用件数は 12,287 件であり、適用総額は 6,158 億円であった。そのうち上位 10 社の適用額合計は 1,965 億円であり、全体の 31.9%を占めている。また、業種は輸送用機械危機

製造業が 29.3%、化学工業が 18.6%であり、上位 10 社への集中及び特定業種への偏りが明らかになっている。

さらに特定の業種に対する優遇が顕著なものとして「使用済燃料再処理準備金」が挙げられる。平成 27 年度における適用件数は 10 件、適用額は 1,156 億円であり、電力会社 10 社のみが適用を受けている。

政府は国際競争力を強化するため法人税の実効税率を引き下げているが、法人税実効税率を引き下げても、特定企業を優遇する不公平な税制が残るならば、相対的に特定企業以外の企業は不利になってしまう。

したがって、税の本来の役割を阻害する政策税制については、その効果と必要性を毎年検証し、真に必要なものに限定し、効果の実証がないものや特定業種企業を優遇するものは廃止するべきであり、成立からの経過年数が長く恒久的措置と認められるものは本法へ移行するべきである。

また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 5 条 1 項により、財務大臣は租税特別措置ごとの適用者数、適用総額、高額適用額等を記載した報告書を作成し、内閣は報告書を国会に提出しなければならないとされており、平成 23 年度より毎年「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書」が財務省より国会に提出されている。統計資料としての意義はあるが、それに基づきどのような評価がされたのかは不透明なままである。単に統計値を公表するのみではなく、その活用状況と検討結果の報告も併せて国会に提出し、国民へ公表するべきである。

## 2. 役員給与の「原則損金不算入制度」を改めるべきである

役員給与は支給実態のないものを除き、原則損金算入と改正すべきである。

また、非同族会社にだけ利益連動給与を認め、あるいは非常勤役員の半年棒なども届出なしで認めるなど、役員給与税制に関して同族会社だというだけで差別的な取り扱いを廃止すべきである。

確定決算主義のもと、定款等の枠内で支出された役員給与を損金不算入とする理論的根拠は存在せず、支給方法いかんで役員給与を認定し、損金不算入とする現行の取り扱いは、「利益処分の役員給与」という概念がなくなり、役員給与も職務執行の対価（役員給与）と規定する会社法とも矛盾する。このような課税の公平に反する取り扱いは撤廃し、公平な税制を再構築すべきである。

## 3. 中小法人等以外の法人についても貸倒引当金の繰入額について損金算入を認め、かつ、個別貸倒引当金については繰入限度額を増額するべきである

貸倒引当金繰入額の損金算入が認められるのは、銀行、保険会社その他これらに類する

法人及び中小法人等に限られており、これらの適用対象法人以外については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権のいずれについても損金算入が認められていない。

しかし、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額は、会社更生法の更生計画認可決定等一定の事由が生じた場合の回収不能見込み額など厳格に規定されており、実質的に担税力を失っていることが明らかである。また、貸倒引当金は、適正な資産評価及び損益計算のために計上されるものであり、企業会計原則において、予想される将来の危険に備えた会計処理として計上しなければならないものである。

したがって、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権のいずれについても、適用対象法人を限定することなく、全ての法人について、貸倒引当金繰入額の損金算入を認めるべきである。

また、個別貸倒引当金の計上要件に該当するような債権については、回収見込額は少額であり、かつ回収に長期を要することが多いため、被害企業の担税力の観点から、その繰入限度額を増額するべきである。

#### **4. 同族会社の留保金課税制度を廃止すべきである**

留保金課税制度は、特定の同族会社に対して利益配当の繰延べに対処するため、更には、懲罰的課税の意味合いを持たせるため創設されたが、中小企業においては内部留保を蓄積し、財務体質を強化することが企業命題で、また上場会社においても配当をしていない場合があり、課税の公平が著しく損なわれている。資本金1億円以下の法人は対象外と制度が緩和されたとはいえ、この規定の適用を受ける法人もあるため、完全に廃止すべきである。

#### **5. 受取配当等については全額益金不算入とすべきである。**

法人が支払う配当は、法人税が課税された後、税引き後の利益から支払われるものである。本来受取配当等の益金不算入制度は二重課税の調整の観点からすべての受取配当について益金不算入とすべきであり、新設された当初は（負債利子を除いた）100%益金不算入としてきた。その後、昭和63年に株式保有割合25%未満の株式について益金不算入割合が100%から80%となり、さらに平成14年に50%に縮減された。

完全子会社株式等、関連法人株式以外の株式等について益金不算入割合が縮小されている主な理由として、投資目的で取得されることが多く、投資から生じた果実である配当を全額益金算入とすることがなじまないことが挙げられているが、実際はその時々々の財源確保の必要性から制度が縮減されてきたのではないかと考えられる。

本来の制度の趣旨は二重課税の排除であるため、保有割合によって差異を設ける理由はなく、負債利子控除もそぐわない。

したがって、完全子会社株式等及び関連法人株式等以外の株式等についても二重課税を排除するため、益金不算入割合を従前の 100%とし、一律全額益金不算入とすべきである。

## 6. 公益法人等に対する課税を見直すべきである

1) 公益法人等については、厳格な公益認定を受けた法人以外の法人については原則として、課税すべきである

現行の法人税法では、一般社団法人・一般財団法人は、非営利型となれば公益法人等に分類され収益事業のみ課税されることとなる。非営利型であるかどうかは、非営利性が徹底されているかどうかにより判定される。この判定は、次の通りである。

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3分の1 以下であること

しかし、これら①～④の形式的な判定基準だけで一般社団法人・一般財団法人の非営利性が徹底されているとは言い難い。

したがって、一般社団法人・一般財団法人を法人税法上公益法人等に分類するのであれば、上記①～④の形式的な基準により判定するのではなく、非営利性を厳守し構成員に対する剰余金の分配が絶対に行われなければならないということを条件として、判断すべきである。

2) 公益法人等の収益事業の範囲について見直すべきである

法人税法において公益法人等は、法人税法施行令第 5 条 1 項に限定列挙された 34 の収益事業のみが課税対象となり、また第 5 条 2 項において 34 の収益事業に該当しても公益社団法人・公益財団法人の行う公益目的事業の場合や、一定の障害者や寡婦が事業従事者の半数を占める場合、実費弁償による事務処理の受託等などにも収益事業に該当しないといった除外規定が設けられている。

この公益法人等の収益事業の範囲については、法制定当時から半世紀が経過しており、限定列挙された業種が古く、公益法人等が行う収益事業をすべて網羅していると言い難い。

よって、収益事業の範囲については早急に見直し、今後の国内情勢において、毎年度の見直しをすべきである。

## 7. 身体障害者等を雇用する場合の非課税について取扱いを明白にすべきである

法人税法施行令第5条2項2号《身体障害者等を雇用する場合の非課税》「公益法人等の行う収益事業に該当する事業において、その事業に従事する身体障害者等がその事業に従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているものは収益事業に含まれない」とあるが、この事業とは障害者が直接従事する就労支援事業（生産活動）に関することであり、法人の行う障害福祉サービス事業は、障害者が役務提供を受ける事業である（障害者はこの事業の利用者となる）が、含まれるとされ非課税とされるケースと、含まれないとされ課税されるケースがある。このように取扱いが様々であることは公平性を欠くため、「この『事業』については法人ごとに判断するものではなく、最小事業単位ごとに判断するもの」というように、従事者と利用者を混同することのないように、明白に規定する必要がある。

## 8. 欠損金の繰戻しによる還付期限を延長すべきである

現行の規定では、欠損の生じた事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度の所得に対する法人税額のみが還付の対象となっているが、これを延長すべきである。

法人税は本来、法人の生涯所得に対して適正に課税されるべきであるところ、法人は継続を基本として運営されているため人為的に一年以下に区切り申告納付している。法人の所得には当然に浮き沈みがあり、累計利益額が同じであっても、利益の波によって課税される法人税額が異なるのは問題がある。これを是正するために繰戻還付の対象期間を延長すべきである。

## 9. 交際費課税制度を廃止すべきである

交際費課税制度については昭和29年に導入されたものであるが、導入当時、支出先となる飲食店等の確定申告にあたり、飲食店業者の所得捕捉率が極めて低く、企業の飲食店等への支払いが国家財政へ与える影響が無視できない状況となったところによる。そもそも、支払先である飲食店業者の所得捕捉率の低さについては飲食店業者の納税意識の低さと納税義務の不履行であって、法人が交際費の損金不算入によって補填する根拠は全く無い。

また、交際費課税制度は交際費として社外に流出したものを損金としないこととするものであり、冗費抑制による企業経営の健全化という曖昧な論拠のみにより存続が維持されることは認められない。むしろ現代では、企業活動にとって所得を得るための必要な経費であると考えられるため、交際費の損金算入は認められるべきであり、交際費課税制度を廃止すべきである。



## 10. (新) 地方法人税を廃止すべきである

地方法人税は、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、法人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するために創設されたが、そもそも法人住民税として納付されていたものを国からの地方交付税として交付するために、納付する税の総額はかわらず、納付先を変更しているものである。これは、国における分配の手法を工夫すべきものであり、地域間の格差は、地方交付税の交付額・方法を変更すれば足りるものであり、税の原則である簡素の考えからは逸脱している。

このような納税者に負担しか与えない行政のための税目の追加や税の徴収方法を容認することはできないため、地方法人税は廃止すべきである。

## IV 消費税に関する事項

### 1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入すべきでない

消費税の複数税率制度の導入に伴い採用される適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）は、以下の理由により導入すべきでない。

① 付加価値税たる消費税は最終消費者が負担すべきであり、最終消費の前段階における税の累積は排除すべきことは当然のことであるが、税の累積排除機能である仕入税額控除について適格請求書等がないという理由で認めないこととなると、当該事業者がその消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質からみて妥当ではないこと。

② 適格請求書等保存方式のもとでは、仕入税額控除を行う際に、税率や税額等が記載された「適格請求書等」を集計して計算する仕組みである。つまり、原則として納税する事業者は適格請求書等が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。このことは現行の帳簿方式に比して、請求書や領収書等の発行に加えて別途適格請求書等を発行し、さらに適格請求書等を集計して保存するといった新たな業務が必要となり、事業者の事務負担を一層増大させること

③ 適格請求書等は課税事業者のみが発行できるものであり、免税事業者は発行できない。現行の事業者免税点制度が維持されるとすると、免税事業者からの課税仕入については、経過措置として平成36年まで80%、平成39年まで50%の仕入税額控除を認めるとされているが、経過措置の適用期間が終了すれば、免税事業者が取引から排除され、あるいは消費税分の支払いを拒否される可能性があること

④ 課税事業者と免税事業者が存在する現行法において、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮を理由に認められている免税事業者そのものについて、下記4で述

べるような抜本的な見直しを行わないままこの制度を導入することにより、免税事業者が課税事業者とならざるを得ないとなれば、本末転倒であり、事業者免税点制度の立法趣旨からも妥当でないこと

- ⑤ 現行法における免税事業者が存在する以上は、免税事業者が取引から排除されないように保護する必要があること
- ⑥ インボイス方式を採用している諸外国では、インボイスの偽造が多数報告されており、偽造が容易なインボイス方式を採用することは望ましいことではないこと

## 2. 複数税率を導入すべきでない

消費税は現在単一税率を採用しているため、所得の多寡にかかわらず同じ税率で消費税が課されることになり、逆進性の問題がある。消費税率の引上げに伴い、逆進性対策として複数税率の導入が予定されているが、事業者の事務負担や費用負担の増加、適用範囲の合理的な設定、税収減等々問題が山積みとなっている。

特に以下の観点から、複数税率を導入すべきでない。

- ① 標準税率と複数税率の区分表示及び集計管理面等で、膨大な事務コストが生じ、逆進性対策の効用に対する社会コストという観点から問題であること
- ② 課税実務の現場において、適用税率の判定が明確でないものもあり税率適用の判断が困難であるため、適用税率に関する訴訟等が頻発する恐れがあること
- ③ 複数税率の適用にあたって、対象品目の線引きを行う際の客観的な判断基準が設定しにくく、経済に対する税の中立性で問題が生じる可能性があり、十分な議論がなされることなく定期購読契約が締結された一定の新聞について複数税率の対象に加えられたことなどの経緯からも、本来の逆進性対策目的とは外れた、特定業界への優遇措置となってしまうおそれがあること
- ④ 複数税率の効果は、消費金額の多い富裕層に負担軽減の効果が大きく、逆に逆進性対策をすべき低所得者層は、消費金額も少なくその効果が小さくなるため、そもそも複数税率の導入という消費税法の枠組みの中で逆進性の問題を解決できないこと
- ⑤ 簡易課税制度の適用にあたって、現行の単一税率に比してみなし仕入率を適用する際に、業種区分が現行の 6 区分から更に細分化されることとなり、複雑化した制度となり簡易課税制度の趣旨（中小企業の事務負担の軽減）から乖離した計算構造と成る。また、現実問題として、そのような設定が可能かどうか問題であること
- ⑥ 日本が消費税導入時のモデルとした EU 付加価値税制度においても、複数税率の複雑な構造ゆえに制度疲労をおこし、EU 内で制度見直し論が出ていること
- ⑦ 事業者の中には、売上は複数税率・仕入は標準税率となり還付申告が恒常的となる者が発生する懸念がある。このことは、事業者が簡易課税の選択をすることを困難とし、また、資金繰りの影響で還付金を早期に受け取る必要性などから課税期間短縮を選択せざる

を得なくなるなど、事業者の事務負担の増加を招くおそれがあること

⑧ 複数税率導入により減少した税収を補うために、今後更に標準税率を引き上げなければならぬ可能性があること

### 3. 「請求書等の保存」を仕入税額控除の要件とすべきである

仕入税額控除における帳簿及び請求書等の保存の要件に関しては、帳簿又は請求書等に記載されている情報を総合することにより、立証すべき事実が確認できればこれを認めることとすべきである。

したがって、原則として請求書等の保存を要件とし、重複事項となっている帳簿の記載要件を緩和すべきである。

帳簿に記載すべき事項と請求書等に記載すべき事項は相互に重複しているにもかかわらず、条文上、これらを帳簿及び請求書等のそれぞれに全て記載した上で双方を保存しなければ仕入税額控除を認めないといった規定になっている。

現実的な経済取引においては情報の重複はなるべく避けることで効率よく事務処理を行うことが一般的であり、帳簿と請求書等は相互に情報を補完する形で重複した記載をしない場合も多々あることに鑑みれば、すべての項目を法の求める要件通りに帳簿及び請求書等に記載することは事業者に多大な事務負担を強いることになる。

### 4. 「事業者免税点制度」を見直すべきである

事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例制度であるが、免税事業者における益税発生が問題となっており、消費税率が上がった昨今では看過できなくなっている。

また、納税義務の有無を決める基準が必要となるが、現行では原則として前々事業年度における課税売上高によって求めることとされており、当課税期間における事業規模が反映されない極めて不合理なものとなっている。

消費税導入から長期間が経過し計算方法も周知されており、他の税金と比べて消費税の税務執行コストは低いこと等からも、事業者免税点制度を維持する特段の理由はなく、制度を廃止し、全事業者を「課税事業者」とすることでこれらの問題を解決すべきである。

ただし、小規模な個人事業者等については一定の配慮が必要と考えられるため、当課税期間における課税売上高が一定額以下である場合には選択により申告不要とする制度を創設すべきである。上記改正により、納税義務の判定が不要となり、制度の簡素化にもつながる。

## 5. 簡易課税制度を見直すべきである

簡易課税制度を次のように見直すべきである。

- ① みなし仕入れ率を大幅に引き下げる。
- ② 適用可否の判定対象を当課税期間の課税売上高とする。
- ③ 事業区分を統合して3区分程度とする。

簡易課税制度は、消費税の導入時に小規模事業者の納税事務負担軽減のための措置として導入された制度であるが、本則課税の場合と比べ控除税額が大きくなり税負担が軽くなるという問題点が指摘されている。消費税は、消費者が税を負担するものであり、事業者には消費税に係る利益や負担が発生しないのが本来のあり方であることを考えると、みなし仕入れ率の引き下げを行い、課税方式による納税額の差額の発生を抑えるべきである。

簡易課税制度が適用できるか否かの判定、すなわち事務負担軽減の救済を受けることができる小規模事業者に該当するか否かの判定においては、現行ではその基準を前々事業年度によって求めることとなっており、当課税期間における事業規模が考慮されないことは問題であるため、当課税期間の課税売上高で判定するように改めるべきである。

また、事務負担軽減という簡易課税制度導入の趣旨から考えると、現行の6つの事業区分については、統合などにより区分数を減らして制度の簡素化を図るべきである。

## 6. 「電気通信利用役務の提供」を受けた場合の仕入税額控除を認めるべきである

登録国外事業者以外の国外事業者から提供を受けた、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」を受けた場合の仕入税額控除を認めるべきである。平成27年10月1日以降、電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準が見直され、その役務の提供が国内取引に該当するかどうかの判定基準が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から役務の提供を受ける者の住所等に改正された。

国外事業者が国内向けに行う「電気通信利用役務の提供」は国内取引に該当することになり、消費税の納税義務が生じることとなった。「事業者向け電気通信利用役務の提供」については国内事業者が納税義務者となり、「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外のものについては、国外事業者が納税義務者となり、日本の税務署に申告・納税を行うこととなった。しかし国外事業者のうち登録国外事業者でないものから「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」を受けた場合には、国内取引として消費税が課税されるにもかかわらず、経過措置により当分の間、当該役務の提供に係る課税仕入れについて仕入税額控除を制限されることとなった。

この制限は、登録国外事業者以外の国外事業者が消費税を付加しておきながら、実際に消費税を納税するか不透明なための措置と考えられるが、それは徴収の問題であり、その皺寄せを仕入側に被せるべきではない。

## 7. 消費税においても法人税の規定による申告期限の延長を認めるべきである

法人税においては会計監査等の一定の事由から確定申告期限までに決算が確定しない場合、法人税の申告期限の延長を認めている。しかし、消費税にはこのような場合における申告期限の延長規定がない。消費税の申告実務は法人税の申告と密接に絡んでおり、決算が未確定の状態において消費税の申告書を提出した後に決算の修正があり納付すべき消費税額に異動が生じた場合には、消費税の修正申告や更正の請求を行わなければならない。このような状況において、事業者が当初申告の誤りとして修正申告や更正の請求を強いられることは極めて不合理であり、法人税と同じように見込み納付を行ったうえで確定申告を行う制度に改めるべきである。

また、個人においては従来から3月31日が申告期限とされていることから、課税期間の末日から2月以内の申告を堅持する理由も見当たらない。したがって、法人税の申告期限の延長が認められている法人については、消費税についても届出不要で同一期間の申告期限の延長を認めるべきである。

## V 相続税・贈与税に関する事項

### 1. (新) 相続税の課税方式を、現行の法定相続分方式から遺産取得税方式に変更すべきである

法定相続分方式は仮装分割等による租税回避を防ぐことができる優れた課税方式である。その一方で、他の相続人による取得財産、特例の適用、納付の如何によって納税者本人の納税額が大きく左右されてしまうデメリットがある。遺産取得課税方式に変更すべき理由の中で特に重要なものは次の通りである。これらの理由をふまえて課税方式を抜本的に変更すべきである。

- ① 相続人ごとに基礎控除および税率を割り当てることができるため水平的公平性が保たれる。また、自己の取得した財産等を把握するだけで納税義務を履行できる。
- ② “小規模宅地等の特例”などの各種特例の効果が他の相続人に及ばない。
- ③ 法定相続分方式では、遺産課税の性格から連帯納付義務が課されているが、遺産取得税方式では理論上、連帯納付義務を必要としない。

### 2. (新) 居住用家屋についても評価額減額の特例制度を設けるべきである

小規模宅地等の特例は昭和58年に、相続人の生活基盤の維持を目的に設けられた制度である。当時は高度経済成長期を経て土地の価値が高騰して、その結果相続税が高額にな

り、納税資金を捻出するために生活基盤の不動産まで手放さないといけない事態が生じたために創設された制度である。

しかし、ここ近年はマンションに居住する人が増加している。平成28年で約633万戸と人口はあまり増加していないのにも関わらず10年前の505万戸よりも120万戸以上増加している。都心部ではマンションの価格が3千万円以上となっており、マンションを保有しているだけで相続税の基礎控除を超える場合もある。マンションの価格のうち土地の占める割合は小さく小規模宅地等の特例だけでは生活基盤であるマンションを守ることが難しいという実情を踏まえ、自己の利用する居住用家屋についても一定額の上限の中で小規模宅地等の特例と同程度の減額措置を設けて、相続人の生活基盤となるマンションを守るための措置を設けるべきである。

## VI その他事項

### 1. 国に対する住民監査請求及び住民訴訟の制度を創設すべきである

地方自治法第242条「住民監査請求」により、地方公共団体において不当な公金の支出等があるとその住民が考える場合には、監査委員に対して監査請求をすることができる。住民がその監査結果等に不服があるときは、地方自治法第242条の2「住民訴訟」により、裁判所に訴えることができる。しかし、国に対してはこれらの制度はないため、国に不当な公金の支出等があった場合に、国民が国を相手に監査請求や訴訟を提起することはできない。民主主義国家において、納税者である国民が、納めた税金の用途等について主権者としてふるまうのは当然のことである。国の支出に違法行為があった場合にでも、監査請求等が認められていない現行制度は、主権者である国民を明らかに無視している。地方公共団体と同様に、国に対しても、不当な公金の支出等があると認められる場合には、国民が監査請求や訴訟を提起することができる制度を創設すべきである。

### 2. 財産債務調書を廃止すべきである

「財産債務調書」提出制度は、平成27年度改正により、従来の「財産債務明細書」を見直して作られた制度である。しかし、この調書は従来の明細書とは異なり、提出が必須の法定調書とされ、インセンティブとして申告漏れがあった時の加算税等の5%加重軽減措置が盛り込まれるなど、以前のものとは全く異なるものとして創設されている。

調書には従来の明細書と比べてより詳細な記入が求められている事や、前述のような罰則的要素が設定されている事からも納税者へ不要な緊張を与えている事は明らかであり、これらは、申告納税制度のもとでの健全な納税者の育成を阻むものである。さらに、調書

に記載する財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとされているが、不動産の時価などは一般の納税者にはその算定が困難であり、専門家でないと見積り出来ないことが予測され、固定資産税評価額で記載するのであれば、記載の必要性は少ない。

また、財産債務調書には質問検査権が認められているが、これについては国税通則法の適用が無い。財産債務調書の提出基準を鑑みると、これまでは税務調査にあまり関係のなかった給与所得者についても税務調査の対象に含まれる可能性がある。そのようなものにまで、法律上は事前通知等が不要なこの質問検査権が及ぶことは、納税者に不測の損害を与えることに繋がりにかぬない。

よって、財産債務調書を廃止すべきである。

### 3. 償却資産税を廃止すべきである

償却資産税の立法趣旨は「資産価値に対する課税」と言われるが、償却資産に対する課税は国際的には稀な制度である。償却資産の所有そのものに担税力はなく、償却資産の利用によって生み出される所得に担税力があるのであって、償却資産税の課税によってむしろ企業の設備投資意欲は阻害され、これにより企業の国際的競争力も減衰されている。設備投資を促進することで企業の収益力を高め、また国際的競争力を強化することで、企業の所得を増大させ、(個人・法人) 所得税により課税するのが、本来の税のあるべき姿であると考えられる。

よって償却資産税を廃止すべきである。

### 4. 不動産取得税を廃止すべきである

不動産取得税は、不動産の取得の事実に対して課税される都道府県税であり、その課税形態から流通税の性格を持つ。シャープ勧告により昭和25年に一旦廃止されたが、昭和29年度の税制改正において固定資産税の税率が引き下げられたことに対応して固定資産税の先取りという理由付けで復活した経緯がある。しかし、地方税の課税原則は応益負担であり、不動産に対してはその保有についてのみ課税すべきである。取得の事実是不動産と不動産以外の資産の等価交換に過ぎず、これに対し課税することは応益負担の原則に沿わないばかりでなく、不動産の流通を阻害し、国民の自由な経済活動を妨げる原因ともなる。

よって不動産取得税は廃止すべきである。

### 5. 印紙税を廃止すべきである

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互

いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかし文書に担税力などなく、経済取引については既に消費税が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

よって、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であるため、廃止すべきである。

## 6. 電話加入権の必要経費（損金）算入および評価損計上を認めるべきである

電話加入権は、時の経過によりその価値が減少せず、市場において譲渡することにより投下資本を回収し得ると言われ、法人税法及び所得税法において、減価償却できない無形固定資産として扱われている。しかしながら、携帯電話や IP 電話等の普及により電話加入権を必要とする固定電話の新規加入契約者数は激減しているため譲渡の見込みはなく、また同じ理由によりその取引価額も長期にわたって低い水準にとどまっているため、仮に市場において電話加入権を譲渡できたとしても、投下資本の大部分が回収できないのが現状である。このような実態から、電話加入権は非常に価値の低い資産であると言える。

よって電話加入権を減価償却できない無形固定資産として扱う理由はなく、電話加入権取得時に取得価額相当額の必要経費（損金）算入を認めるとともに、既に取得された電話加入権について評価損の計上を容認すべきである。

## 7. 所得税の青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである

所得税の青色申告承認申請の期限については、青色申告書による申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後新たに事業を開始した者等についてはその事業開始等の日から2月以内）とされているところである。しかし平成26年分以降の所得税については白色申告者であっても記帳・帳簿等保存の義務が課されることとなった。このことから青色申告者と白色申告者との間の記帳・帳簿等保存の状況の差異はほとんどなくなり、年の中途において青色申告により申告することを選択できることとしても、課税上の弊害はないと考えられる。

よって所得税の青色申告承認申請の期限を、青色申告により申告しようとする年の翌年2月15日分までに緩和すべきである。



## 8. (新) ふるさと納税ワンストップ特例制度を廃止すべきである

ふるさと納税制度については、平成 27 年度税制改正によりふるさと納税ワンストップ特例制度が開始された。

これは確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、以前のように確定申告を行わなくてもふるさと納税による寄附金控除を受けられる仕組みであり、ふるさと納税を行った自治体の数が 5 団体以内で、ふるさと納税を行う際に各自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要がある。

しかし、この制度は納税者本人及び寄付先の各自治体における事務処理を煩雑にしている。また何よりもこの制度では年末調整同様、納税者本人が自ら納付すべき税額を計算することがなく、寄附金控除の意義も意識できず、自らの納税額も意識できないため納税者意識が著しく低下する。

したがって、ふるさと納税ワンストップ特例制度を廃止すべきである。